

政府税制調査会 プレゼン用レジュメ

デジタル化による経済社会の 変容と課税

2022年9月7日(水)10時00分～

西村あさひ法律事務所

弁護士・ニューヨーク州弁護士

太田 洋

Collin & Colin報告書(フランス)からの示唆(1)

■ Pierre Collin and Nicolas Colin, *Task Force on Taxation of the Digital Economy* (Jan. 2013)

- ✓ デジタル経済の性格とダイナミクスはこれまでのブームとは大きく異なる
- ✓ デジタル企業の共通した特徴は、利用者の規則的・体系的なモニタリングから得られたデータを集中して利用している点にある
- ✓ 結果として、デジタル経済は企業の理論を踏み越えている： 供給者・従業員がこれまで「働かされてきた」ように、アプリケーションの利用者を「働かせる」
(しかも無償で) ことができる

[出典]吉村政穂「経済のデジタル化と国際課税の変革」租税研究2019年6月号247-248頁を一部修正して筆者作成

Collin & Colin報告書(フランス)からの示唆(2)

- ✓ 巨大なデジタル企業は、無形資産の移転、ビジネスモデル(多面的市場の国際的展開の容易さ、事業再編の容易さといった特徴)から、低い税率を享受
- ✓ デジタル革命がすべての産業を飲み込む前に手を打つことが喫緊の課題

1. デジタル企業に対する課税権の回復

-データおよび利用者の提供する無償労働が果たす役割に注目したPEの再定義

2. (中期的には)利用者活動の規則的・体系的モニタリングを通じて取得されたデータに対する課税の導入

3. R&Dおよび市場型金融に対する税制上の取扱いを改善して新規企業の創出に適した課税環境の創出

[出典]吉村政穂「経済のデジタル化と国際課税の変革」租税研究2019年6月号247-248頁

デジタル化による経済社会の変容の特徴

□ ボーダーレス

- ✓ 収益の源泉が、有体物である物品の販売ではなく、**無形のサービスの提供** (ex. 音楽・映画等の配信) 又はそれに付随する広告・宣伝 (ex. SNSプラットフォームのビジネスモデルが典型) 等にシフト
- ✓ それに伴って、**世界中のどこからでも** (ex. 低税率国からでも)、インターネット経由で、**ほぼコストゼロで** 収益を稼得することが可能に → **市場が一国内からグローバルに** (ex. Netflix, YouTube)

□ 物理的な制約からの解放

- ✓ 物理的な店舗での販売における売り場面積の制約等から解放されることで、**ロングテール戦略** (多数のマイナー・ニッチ商品の積上げで売上げを確保する戦略) も可能に

□ (パーソナル) データが価値の源泉に

- ✓ (パーソナル) データを集積することで、**データそれ自体がマネタイズ** できるように (ex. Googleの検索履歴等を利用した行動ターゲティング広告、無料メールサービスのインタレストマッチ広告、アリペイの芝麻信用 (信用スコア)、電力各社のスマートメーター、アマゾンによるiRobot (ルンバ) の買収)
- ✓ **サービス利用者自身の行動** (ex. 検索履歴、行動履歴) を**ほぼコストゼロでマネタイズ** することが可能に
- ✓ 上記と**ネットワーク効果**の組み合わせによりプラットフォームには莫大な利益

□ 利益の源泉地が生産者・供給者の所在地から消費者の所在地 (市場国) に

- ✓ **サービス利用者自身の行動** (ex. 検索履歴、行動履歴) そのものが**価値の源泉**に

□ 製品・サービスそのものの良し悪しよりもビジネスモデルが重要に

- ✓ ソニーのウォークマン v. アップルのiTunes+iPod、Facebook/Instagram v. Twitter

□ 人と人とを「繋げる」ことで価値を生み出すプラットフォームが急速に台頭

- ✓ コンテンツ・サービスを提供したい人とそれを享受したい人とを「多」対「多」で結びつける**プラットフォーム** (ex. YouTube, Instagram, TikTok, Uber, Airbnb) が莫大な利益

デジタル化による課税への影響

□ ボーダーレス

- ⇒ 物品の国境通過を課税のトリガーとする関税は無効化
- ⇒ グローバル・ベースでの課税負担の極小化を狙った、**多国籍企業によるグローバルな機能・リスクの分散化**の進行(ex. Double Irish w/ Dutch Sandwich、Swiss Principal Corporation)

□ 物理的な制約からの解放

- ⇒ 「**PEなければ課税なし**」との原則が**機能不全に**
- ⇒ **課税調査も非常に困難に**(特に脱税による「たまり」を暗号資産に代えた場合等)

□ パーソナルデータ(更に今後はIoTデータ)が価値の源泉に

- ⇒ 価値ある無形資産が、特許・ノウハウなどそれ自体として有用性を持つものから、パーソナルデータ(及びIoTデータ)のようにそれ自体では価値を持たず、その集積・解析によって価値が生み出されるものにシフトしているために、基本的に比較対照取引が存在することを前提とする**移転価格税制の実効性が大きく低下**

□ 利益の源泉地(価値創造地)が供給者の所在地から消費者の所在地(市場国)に

- ⇒ 価値創造が市場国のインフラや消費者の行動をも利用してなされるにも拘らず、居住地国課税のみではフリーライドの問題が発生

- ⇒ **所得の発生・稼得への貢献要素が世界中に分散している上、それらは簡単に国境を越えて動かすことができ、また、それらの貢献割合も不明確であるため、所得の発生・稼得をtaxable eventとして所得課税を行う方法では、課税ベースが大きく浸食されることにならざるを得ない**
- ⇒ **捕捉が容易な「消費」をtaxable eventとして消費課税を行う方法の方が、課税の公平性を確保できる**
- ⇒ **今後は、市場国における「消費」を正面から捉えた課税が重要性を増してくるのではないか**

市場国における「消費」を捉えた課税

□ デジタルサービス税(DST)

- 税の構造は売上税的であるが、**性質は(法人)所得税に類似**
- BEPS 2.0のPillar 1についての国際合意(OECDによる2021年10月8日声明)により新規導入はストップしているが、それまでに、英仏伊西印土、オーストリア、ハンガリー、ポーランド、チュニジア、ケニアなど約40か国が導入。米国でも、メリーランド州が2022年2月に州法を制定
- もっとも、BEPS 2.0国際合意により、**2021年10月8日から、多国間条約発効の日or2023年12月31日にいずれか早い日までは、DSTの新規導入は禁止・既存のDSTは多国間条約発効後に廃止**
- 但し、多国間条約の締結目標は2022年半ばから23年上半期中にずれ込み
- 米国の2022年11月中間選挙の結果次第では、多国間条約の発効時期は不透明になる可能性(米国の場合、現在、条約批准の権限を有する上院では与党(民主党)と野党(共和党)が共に50議席で拮抗しているところ、そもそも合衆国憲法において条約改正に必要とされている上院議員の3分の2の同意を確保できるか問題。しかも、慣例上は、租税条約の批准には全会一致が要求されている)

□ インバウンド役務提供取引(特に電子的役務提供取引)への付加価値税の課税

- **B to C取引**に係る付加価値税の**徴税の執行が問題**
- **支払仲介者(IPSP)に源泉徴収義務**(ex. アルゼンチン、チリ、ペルー、パキスタン、ベトナム(補完的)等)を賦課/**補完的にマーケットプレイス・プラットフォーマー・ポータル等に納税義務を転嫁**(ex. EU、米国各州のMarket Facilitator Law、タイ、台湾)する動きも
- BEPS 2.0国際合意では(恐らく)導入等が禁じられていないことから今後さらに拡大する可能性

□ 仕向け地主義法人キャッシュフロー税(DBCFT:消費税型法人税の一種)

- 国境税調整の執行が問題(輸出免税であるため、取引相手が国外所在と偽装するインセンティブが高い、税関を通らない役務の輸入取引の捕捉が困難等々)

□ 付加価値型取引税(佐藤主光教授)